

【きびしんビジネスカードローン】

【平成30年9月27日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしん【ビジネスカードローン】
2. ご利用いただける方	●当金庫の会員である法人、個人事業主 ●当金庫の会員となれる方 ○当金庫の地区内に主たる事務所・事業所を有する法人、個人事業主 ※上記条件に該当される場合は、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。
3. お使いみち	●事業資金
4. ご融資限度額	●法人の場合は5,000万円以内(100万円単位) ●個人事業主の場合は1,000万円以内(100万円単位) ただし、お客様の業績により貸付限度額を減額させていただく場合があります。
5. ご利用期間	●契約日から1年以内 ただし、期限到来時に与信上問題のない先については申請の上、更に1年間毎更新することができます。
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます(付利単位1円)。 1年間の固定金利とし、毎年更新時に金利の見直しを行います。変更日は更新後最初に到来する約定返済日(10日)とします。
7. ご返済方法	●定額返済として、毎月10日に約定金額を返済用口座から引落し自動返済 ※定額返済とは別に任意の日に返済も可能です。 ●利息のみの返済も可能です。
8. 保証人・担保	●「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえて個別案件ごとに、ご相談させていただきます。 ●原則として担保は必要ありません。
9. 保証料	●不要です。
10. 手数料	●開設・更新手数料 必要ありません
11. 金利情報の入手方法	●金利については窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他	●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●当金庫が認めた先に限ります。 ●当金庫本支店、他金庫、銀行のATM(現金自動預入払機)がご利用できます。 ※法人の方は銀行でのご利用はできません。 ●お取引内容につきましては、お客様への通知は致しません。貸越口座については「キャッシュサービスご利用明細」で、ご返済口座については当座勘定照合表または普通預金通帳の記帳によりご確認ください。 ●商品の内容、現在のご融資利率、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

吉備信用金庫

2018-151